

「実務対応報告公開草案第25号（実務対応報告第2号の改正案）「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」についての意見

企業会計基準委員会 御中

平成18年11月24日
三輪 登信

拝啓 貴委員会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

このたび、貴委員会より平成18年10月27日付にて公表された「実務対応報告公開草案第25号（実務対応報告第2号の改正案）「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」に關しまして、下記のとおり意見を提出いたしますので、宜しくご査収下さいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 原則法採用制度から例外処理採用制度へ移行した場合の会計処理について

当該取扱いを示したQ11は、以下の理由により、更なる検討を加えなければ実務上の混乱要因となる可能性が高いことから、今回の改正から除外することが望ましいと思料いたします。

（理由）

①「実質的に引き継がれたと考えられる未積立額に係る掛金」の解釈の不明瞭性

移行時点の未積立総額に対し個別の特別掛金率を設定して移行する場合は分かりやすいが、これでは例外処理が適用できる要件（実務指針第33項）は満たさないと考えられる。したがって、ここでいう「実質的」とは、移行前の特別掛金相当額又は移行後に制度全体の特別掛金率を負担する場合はその負担相当額を、退職給付引当金として承継するようなケースが想定されていると思われる。

ところが、そもそも複数事業主制度は相互扶助精神を有していることから、当該負担額が「移行前の制度から実質的に引き継がれた」かどうかは判然としないとの見解から、当該文言に該当するような掛金部分はないとして、退職給付引当金を承継しない懸念がある。

また、移行後の制度の方が積立不足額が大きく、その分移行前よりも追加引当が要求される場合や移行前の制度に繰越不足金があった場合の取り扱いについても不明瞭である。

仮に、移行時点で存在する未積立額が移行後の制度に実質的に引き継がれたものと考えて処理しようとしても、当該部分をカバーする掛金が設定されていない場合は、当該処理

を強制できないこととなる。

このように、移行先の制度が相互扶助に基づくことから、「実質的」と「移行前の制度から引き継がれた」という状況や「未積立額」と「掛金」の範囲が相違するケースも想定されることから、当該部分の取扱いをさらに明確にしなければ、実務上の混乱要因となることが懸念される。

②「適切な方法により当該退職給付引当金を取り崩す」方法の不明瞭性

上記により計上された退職給付引当金は掛金相当額と考えられるため、対応する掛金拠出に応じて取り崩す必要がある。

このとき、移行後の制度において一律的な特別掛金を負担する場合は、退職給付引当金計上額と拠出額の間に対応関係が認められるが、移行前の制度における未積立額や特別掛金収入現価相当額を計上する場合は、移行後の制度における拠出金との対応が図られていないため、取崩方法が実務上不統一となる懸念がある。

取崩方法には、掛金拠出に応じて取り崩す方法や每期均等額を取り崩す方法などが考えられるが、損益に影響を与える可能性もあることから、財務諸表の比較可能性を担保するためにも「適切な方法」などと曖昧な表現ではない方が望ましいと考える。

③複数事業主制度の退職給付会計上の取扱いとの整合性

現在、複数事業主制度に対する例外処理の取扱いについて、見直しの必要性が議論されているが、当該議論は未だ結論に至っておらず、例外処理が継続適用となるかは不透明な状況と思われる。

そのため、Q11のように例外処理を前提とした会計処理を示した後で、例外処理が適用されないような基準改正が行われると、退職給付引当金の取崩・次年度再計上という事態も想定される。このような状況は企業の理解を得られない懸念があることから、Q11は複数事業主制度に対する退職給付会計の取扱いと合わせて議論されるべきものと考えられる。

以 上